

九州大学（伊都）総合研究棟（理学系）他施設整備事業
 入札説明書等に関する個別対話記録及び
 VE提案・民間付帯事業提案に関する質問回答
 のうち一般的な質問に対する回答

平成25年 4月19日

国立大学法人 九州大学

本一般的な質問に対する回答は、平成25年3月28日（木）、29日（金）に実施した九州大学（伊都）総合研究棟（理学系）他施設整備事業の入札説明書等に関する個別対話の記録、及び、平成25年3月25日（月）から3月26日（火）に受け付けた九州大学（伊都）総合研究棟（理学系）他施設整備事業のVE提案・民間付帯事業提案に関する質問への回答のうち、大学が、一般的な質問（入札参加者に共通の質問であり、かつ、競争性・公平性の観点から、当該質問に対する回答を他の入札参加者にも公表すべき）であると判断したため、入札説明書13（4）3）、および、入札説明書14（2）2）の規定に基づき、入札説明書等に関する質問回答（2回目）と併せて公表するものです。

（順不同）

番号	質問	回答
1	設計者との調整／VE提案の変更設計、また必要となる建築基準法その他の法令に基づく手続きの支援は実施設計を担当した企業（設計者）に実施させることが可能と理解しております。その場合に設計期間や費用に係る協議を設計者と入札前に実施することをお認めいただけますでしょうか。 未協議のままでは入札時の根拠が不明確となることが懸念されます。	当該設計者と、設計期間や費用に係る事項にかぎり、入札前に協議することを認めます。以上にあつて、設計期間とは、VE提案に基づく実施設計図書を変更設計し、また実施設計図書の変更設計により必要となる建築基準法その他の法令に基づく所定の手続を行うための期間のことを指します。また、費用とは、VE提案に基づく実施設計図書を変更設計し、また実施設計図書の変更設計により必要となる建築基準法その他の法令に基づく所定の手続を行うための費用のことを指します。
2	確認申請について／想定されている確認申請スケジュールをご教示ください（本受付予定日、確認通知予定日、申請先機関等）。	事前審査は4月上旬、本受付は6月上旬、確認通知（確認済書受理予定）は6月下旬、申請先機関は福岡市建築指導部建築審査課の予定です。
3	構造計算書の開示／構造を変更するVE提案が可となった場合、その時点で構造計算書他の必要な資料を開示いただけますでしょうか。	VE提案が可（採択）となった場合、その時点で構造計算書他の必要な資料の閲覧ができるものとします。

番号	質問	回答
4	サービス道路からのセットバック／講義棟・生活支援施設（民間付帯施設も同様と史料します）はサービス道路から5m程度セットバックさせることとされていますが、これは建築物に対する規制であり、テラスや飲食施設のオープンエアの客席としての利用、あるいはパーゴラ等の工作物の設置は可能との認識でよろしいでしょうか。	将来において、サービス道路の拡幅計画を検討していることから、テラスやパーゴラ等の工作物が、本体施設と切り離せる（事業期間中であっても撤去できる）場合にのみ可能とします。
5	建築可能範囲について／講義棟・生活支援施設、民間付帯施設の整備に際し、要求水準書の添付資料（【資料12】建築可能範囲図）に示す設計可能範囲を一部の庇や上層階が出ることは許容いただけますでしょうか。 敷地を最大限に活用したいと考えております。	講義棟・生活支援施設および民間付帯施設の整備に際し、庇や上層階が建築可能範囲を越えることは、許容するものとします。
6	埋蔵文化財範囲について／講義棟・生活支援施設また民間付帯施設の整備に際し、埋蔵文化財範囲の地上部に庇や上層階が出ることは許容いただけますでしょうか。	講義棟・生活支援施設および民間付帯施設の整備に際し、庇や上層階が埋蔵文化財範囲を越えることは、許容するものとします。
7	提出書類のうち図面集（様式83～85）／指定されている「A3・横使い・1/200」で平面図が収まらない場合、1/300など任意の縮尺としてもよろしいでしょうか。	「A3・横使い・1/200」とし、足りない方向に継ぎ足し、A3に折り込んでください。
8	変更設計のスケジュール／事業契約書（案）第11条第7項に「事業者は、①VE提案に基づく原設計図書の変更設計、～略～③これに関連する業務を本件工事の開始日前までに行う。」とありますが、本件施設引渡日が守られる限りにおいては、本件工事の開始日以降でも可、との認識でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第11条第7項に下記を追記します。 記 但し、法令を遵守し、かつ本件施設引渡日が守られる場合には、本件工事の開始日後に行うこともできるものとする。 以上
9	プレゼンテーション・ヒアリング／本年5月下旬に予定されているプレゼンテーション・ヒアリングにおいて、事業者が使用できるプレゼンテーションツール等に制約はあるのか御教示願います。	日程については、なるべく早く決める予定です。なお、ヒアリング資料は、提案書（加工は可とする。）によるものとし、PP（パワーポイント）の使用を考えています。出席者数については、柔軟に対応する予定です。
10	移転業務にあたって、既存施設の養生はどの程度必要でしょうか？	解体を予定している施設であるため、特段の養生の必要性はありませんが、当該施設利用者の安全性および利便性を確保してください。
11	生活支援施設のテーブル及びイスは、備品等調達業務に含まれるとありますが、グレード等に関する具体的な提示はいただけるのでしょうか？	近く、参考品番等を公表する予定ですが、それらと同等以上であればよいものとします。 上記につき、平成25年4月15日に、競争参加資格を認められた者に配布しました。
12	実施設計図書のM027、M028に、錯誤があるようですが、確認をお願いします。	早急に、再提示等の対応を行います。 上記につき、平成25年4月10日に、大学のHPにおいて公表しました。
13	生活支援施設や民間付帯事業において、いわゆるC工事（入居者による店舗内装工事）の施工は、建設に当たる者でなくてもよろしいでしょうか？	柔軟に対応するものとし、よいものとします。
14	仮設図にある図書館への通路は、本設でしょうか、仮設でしょうか？	仮設とします。
15	事業開始後、民間付帯事業の営業時間を変更することは可能でしょうか。	営業時間とともに、営業時間以外についても、大学は、事業者の変更の申入れに対し、原則として、サービスの低下につながる一方的な変更

番号	質問	回答
		は認めないものとしませんが、利用者の実態、ニーズの変化、代替の措置等を総合的に判断し、大学が認めたものにかぎり、変更も可能とする予定です。
16	事業開始後、民間付帯事業のサービス内容を変更することは可能でしょうか。	サービス内容を変更について、大学は、事業者の変更の申入れに対し、原則として、サービスの低下につながる一方的な変更は認めないものとしませんが、利用者の実態、ニーズの変化、代替の措置等を総合的に判断し、大学が認めたものにかぎり、変更も可能とする予定です。
17	民間付帯事業提案書（4月10日提出）の内容と、提案書（5月17日提出）の内容について、多少の変更は可能でしょうか？	民間付帯事業提案書と提案書との趣旨に変更がなければ、内容において多少の変更があっても、大学が認めた場合は可能とし、認めないと判断した場合は不採択とします。以上にあつて、趣旨とは業種・業態のことを指し、業種とは、例えば食堂（複合）、食堂（専門（洋食・和食・中華・パスタ））、軽食喫茶、弁当・パン販売、文具類等販売、日用品・雑貨販売、コンピュータ及び周辺機器・ソフトウェア等販売、書籍販売（雑誌・一般書・専門書）、ATMサービス、証明写真サービス、旅行支援サービス、アパート支援サービス、複写サービスのことを、業態とは、例えばセルフサービス、テーブルサービス、クレークサービス、自動販売機サービス、IT（遠隔）対応サービス、長時間対応、通常時間対応、短時間（限定時間）対応のことを、業種・業態の全体として施設規模のことをそれぞれ指します。また、内容において多少の変更とは、提案した業種・業態の範囲内であることを前提に、例えば具体的なメニュー、具体的な商品、具体的なサービス、具体的な提供方法、具体的な営業時間、具体的な施設規模に関する多少の変更を指します。
18	大学が直接発注している警備業務の内容等をお聞かせください。	出入口施錠の確認、外周（特に1、2階）窓開閉の確認等を行っています。なお、事業者が不審者等を発見した場合は、当該警備業務の担当者へ連絡してください。
19	競争の公平性を確保するため、エアコン（GHP、EHP）のおおむねの使用時間（実績等）を公表してください。	近く、公表します。なお、生活支援施設の厨房熱源については、伊都キャンパスの先行事例では電気を採用していますが、本事業においては、事業者の提案によるものとし、上記につき、平成25年4月10日に、大学のHPにおいて公表しました。
20	学生及び教職員が生活支援施設のホールをイベント等で使用した場合の清掃は、サービス購入費の対象でしょうか？	当該イベント等に直接かかわる清掃（後片付け）は、利用者の負担とします。ただし、一般的な清掃は、事業者の業務範囲に含まれるものとし、サービス購入費の対象とします。

以上